



しんぶんこうどくちゅう けいやくこうしん かんゆう
新聞購読中に契約更新の勧誘



かえ こんわく けいやく
帰ってくれず困惑し、契約したが...

しんぶん けいやくこうしん かんゆう けいやく かいやく
「新聞の契約更新をしつこく勧誘され、契約してしまったが解約

そうだん

したい」と相談がありました。

こうしんけいやく けいやくしよ う と にちかん
更新契約であっても契約書を受け取ってから 8日間はクーリン

かつよう

グ・オフが活用できます。

ごういん かんゆう せつめい かじょう けいひん ふてきせつ

また、強引な勧誘やウソの説明、過剰な景品など、不適切な

かんゆうこうい けいやく かいやく ばあい
勧誘行為による契約は解約できる場合があります。

あ まえ あいて たし こうどく いし
ドアを開ける前に相手を確かめ、購読の意思がなければ、その

ば ことわ
場ですぐに断りましょう。

そうだん はや さっぽろししょうひしゃ また しょうひしゃ
トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ